

# 水質検査結果報告書



株式会社 テックコーポレーション 様

1. 検体種類 水素水
2. 検査目的 水道法に基づく水質基準の適否
3. 採取場所 東京都中央区京橋1-2-5 京橋TDビル4F
4. 採取月日 平成 26年 6月 3日 11時 0分
5. 収集区分 持込
6. 特記事項  
※収集及び持込試料の場合、上記内容は依頼者の申し出により記入しました。
7. 検査月日 平成 26年 6月 4日 ~ 平成 26年 6月 10日

## 8. 水質結果

測定項目	測定値	単位	基準値
一般細菌	39	個/ml	100 以下であること。
大腸菌	不検出	-	検出されないこと。
カドミウム及びその化合物	0.0003 未満	mg/l	0.003 以下であること。
水銀及びその化合物	0.00005 未満	mg/l	0.0005 以下であること。
セレン及びその化合物	0.001 未満	mg/l	0.01 以下であること。
鉛及びその化合物	0.001 未満	mg/l	0.01 以下であること。
ヒ素及びその化合物	0.001 未満	mg/l	0.01 以下であること。
六価クロム化合物	0.005 未満	mg/l	0.05 以下であること。
亜硝酸態窒素	0.004 未満	mg/l	0.04 以下であること。
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 未満	mg/l	0.01 以下であること。
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.32	mg/l	10 以下であること。
フッ素及びその化合物	0.05 未満	mg/l	0.8 以下であること。
ホウ素及びその化合物	0.1 未満	mg/l	1.0 以下であること。
四塩化炭素	0.0002 未満	mg/l	0.002 以下であること。
1, 4-ジオキサン	0.005 未満	mg/l	0.05 以下であること。
シス-1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.001 未満	mg/l	0.04 以下であること。
ジクロロメタン	0.001 未満	mg/l	0.02 以下であること。
テトラクロロエチレン	0.001 未満	mg/l	0.01 以下であること。
トリクロロエチレン	0.001 未満	mg/l	0.01 以下であること。
ベンゼン	0.001 未満	mg/l	0.01 以下であること。
塩素酸	0.05 未満	mg/l	0.6 以下であること。
クロロ酢酸	0.002 未満	mg/l	0.02 以下であること。
クロロホルム	0.001 未満	mg/l	0.06以下であること。
ジクロロ酢酸	0.004 未満	mg/l	0.04 以下であること。
ジブロモクロロメタン	0.001 未満	mg/l	0.1以下であること。
臭素酸	0.001 未満	mg/l	0.01 以下であること。
総トリハロメタン	0.001 未満	mg/l	0.1 以下であること。
トリクロロ酢酸	0.02 未満	mg/l	0.2 以下であること。
ブロモジクロロメタン	0.001 未満	mg/l	0.03以下であること。
プロモホルム	0.001 未満	mg/l	0.09以下であること。
	-次ページへ-		

平成 26年 6月 4日受付した試料の検査結果は、上記の通りであったことを報告します。

平成 26年 6月 10日

水道法第20条に基づく水質検査機関 厚生労働大臣登録第70号  
登録建築物飲料水水質検査業 さいたま市23水第31-1621号

**内藤環境管理株式会社**

埼玉県さいたま市南区大字太田窪2051番地2 〒336-0015  
TEL. 048-887-2590(代表) FAX. 048-886-2817

水質検査実施者 **関口 和弘**





The Knights

# 水質検査結果報告書

株式会社 テックコーポレーション 様

1. 検体種類 水素水
2. 検査目的 水道法に基づく水質基準の適否
3. 採取場所 東京都中央区京橋1-2-5 京橋TDビル4F
4. 採取月日 平成 26年 6月 3日 11時 0分
5. 収集区分 持込
6. 特記事項  
※収集及び持込試料の場合、上記内容は依頼者の申し出により記入しました。
7. 検査月日 平成 26年 6月 4日 ~ 平成 26年 6月 10日

## 8. 水質結果

測定項目	測定値	単位	基準値
ホルムアルデヒド	0.008 未満	mg/l	0.08 以下であること。
亜鉛及びその化合物	0.005 未満	mg/l	1.0 以下であること。
アルミニウム及びその化合物	0.02 未満	mg/l	0.2 以下であること。
鉄及びその化合物	0.03 未満	mg/l	0.3 以下であること。
銅及びその化合物	0.01 未満	mg/l	1.0 以下であること。
ナトリウム及びその化合物	3.4	mg/l	200 以下であること。
マンガン及びその化合物	0.005 未満	mg/l	0.05 以下であること。
塩化物イオン	1.4	mg/l	200 以下であること。
カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	5	mg/l	300 以下であること。
蒸発残留物	23	mg/l	500 以下であること。
陰イオン界面活性剤	0.02 未満	mg/l	0.2 以下であること。
ジオスミン	0.000001 未満	mg/l	0.00001 以下であること。
2-メチルイソボルネオール	0.000001 未満	mg/l	0.00001 以下であること。
非イオン界面活性剤	0.005 未満	mg/l	0.02 以下であること。
フェノール類	0.0005 未満	mg/l	0.005 以下であること。
有機物 (全有機炭素 (TOC) の量)	0.3 未満	mg/l	3 以下であること。
pH値	8.2	-	5.8 以上 8.6 以下であること。
味	異常なし	-	異常でないこと。
臭気	異常なし	-	異常でないこと。
色度	0.5 未満	度	5 以下であること。
濁度	0.1 未満	度	2 以下であること。
	-以下余白-		

9. 判定 上記の検査結果は、水道法の水質基準に適合する。

10. 検査方法 平成 15 年厚生労働省告示第 261 号

平成 26 年 6 月 4 日受付した試料の検査結果は、上記の通りであったことを報告します。

平成 26 年 6 月 10 日

水道法第20条に基づく水質検査機関 厚生労働大臣登録第70号  
登録建築物飲料水水質検査業 さいたま市23水第31-1621号

**内藤環境管理株式会社**

埼玉県さいたま市南区大字太田窪2051番地2 〒336-0015  
TEL. 048-887-2590(代表) FAX. 048-886-2817

水質検査実施者 関口 和弘